ガソリン等の暫定税率の早期廃止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年6月30日

鈴鹿市議会議長 野間 芳実 様

提出者 曽我 正彦

森 雅之

藤浪 清司

中西 大輔

(提案理由)

国に対し、ガソリン税などの暫定税率の早期廃止を要請するため。

ガソリン等の暫定税率の早期廃止を求める意見書

ガソリン・軽油価格の高騰は、家計を圧迫するだけでなく、地域経済や産業活動にも深刻な影響を及ぼしている。特に地方では、自動車は生活に欠かせない必需品であり、人口比での保有台数も多いため、燃料価格の上昇は家計負担や物流コストの増加を招き、地域経済の活力を低下させる要因となっている。

本来この暫定税率は、昭和49年に道路整備の財源確保を目的とした一時的 措置として導入されたものであるが、その後も見直されることなく継続され、 半世紀近くにわたり「暫定」の名目が形骸化しているのが実情である。

さらに、ガソリン税を含んだ販売価格に対して消費税が課せられていることから、いわゆる「二重課税」による過剰な税負担も指摘されている。

よって、現在の厳しい経済状況を踏まえ、物価高から国民生活や経済活動を 守るためにも、ガソリン税などの暫定税率は、地方税収に影響を与えない形で、 年末の税制改正を待たずに速やかに廃止すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月30日

鈴鹿市議会議長 野間 芳実